定　　款

宮崎県ボウリング連盟

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この連盟は、宮崎県ボウリング連盟という、（以下「連盟」という）。

（事務所）

第２条　この連盟は、事務所を宮崎県宮崎市高千穂通１丁目３番２２号に置く。

（構成、組織）

第３条　この連盟の構成は、個人正会員、実業団会員、高等学校登録会員、高校生会員及びジュニア会員の正会員と、個人普通会員、名誉会員、特別会員で個人正会員、個人普通会員は社会人部、実業団部、高校生会員及びジュニア会員は、ジュニア部に所属する。

（支部・クラブ）

第４条　この連盟は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

また、支部は下部組織としてクラブを設けることが出来る。支部及びクラブの設置については、別に定める規約によるものとする。

第２章　目的及び事業

（目的）

第５条　この連盟は、公益財団法人 JAPAN BOWLING（以下 JAPAN BOWLING という。）並びに財団法人宮崎県スポーツ協会の加盟団体として、県内におけるボウリング競技会を統括し代表する団体であり、ボウリングの普及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事業）

第６条　この連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

１．ボウリング競技によりスポーツの高揚を図る

２．ボウリング競技に関する指導講習会の開催及び指導者の養成

３．ボウリング競技に関する調査研究及び指導

４．ボウリングに関する地域グループの育成強化

５．国民スポーツ大会及び JAPAN BOWLING、地区連合等が主催、後援する選手権大会、競技会等に対し、代表参加者の選定及び派遣

６．県選手権大会、競技会等の開催

７．JAPAN BOWLING に対し、選手権大会、競技会等の公認申請、公認記録報告、表彰に関する諸申請

８．ボウリング競技に関する機関誌並びに刊行物の発行

９．その他、目的を達成するために必要な事業

第3章　会　　員

（会員）

第７条　この連盟の会員は、次のとおりとし、すべて JAPAN BOWLING に登録するものとする。

また、公益財団法人日本スポーツ協会のスポーツ憲章並びに JAPAN BOWLING の競技者規定、その他の規則、規定を遵守しなければならない。

１．正会員　この連盟の目的に賛同して、入会した次に掲げる会員とする。

（１）個人正会員

（２）実業団会員

（３）高等学校登録会員

（４）高校生会員及びジュニア会員

２．普通会員　この連盟の目的に賛同して入会した、普通会員とする。

３．名誉会員　この連盟に特に功労のあった者で、代議員総会の議決を持って推薦された者とする。

４．賛助会員　この連盟の事業に賛助する個人又は法人で、理事会の議決をもって推薦された者とする。

5．特別会員　JAPAN BOWLING 並びにこの連盟に賛助する個人又は法人で、理事会の議決をもって推薦された者とする。

（入会）

第８条　この連盟の正会員及び普通会員になろうとする者は、別に定める会員規定により登録申請し承認を受けなければならない。

名誉会員、賛助会員、特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

（会費）

第９条　この連盟の会費は、JAPAN BOWLING の負担金を含め、納入するものとする。

1．正会員、普通会員は、毎年３月 31 日までに、次年度の会費を納入することにより、自動的に会員の資格を継続できるものとする。

2．他連盟からの移籍者は、当該連盟の連盟費を添えて手続きをしなければならない。但し、JAPAN BOWLING 負担金は必要としない。

3．名誉会員の会費は免除する。

4．特別会員の会費は、別に定めるものとする。

5．既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（資格の喪失）

第 10 条　この連盟の会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1．退会したとき

2．成年被後見人、被補佐人及び被補助人となったとき、又は破産の宣告を受けたとき

3．死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき

4．除名されたとき

（退会）

第 11 条　会員が退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

（除名）

第 12 条　会員が、次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

1．JAPAN BOWLING 並びにこの連盟の名誉を傷つけ又は連盟の目的に違反する行為があったとき

2．公益財団法人日本スポーツ協会、JAPAN BOWLING 並びにこの連盟の競技者規定に違反したとき

3．この連盟の会員として義務に違反したとき

4．会費を滞納したとき

（不服申し立て）

第 13 条　この連盟がボウリング競技等に関して行った決定に対し、不服申し立てをすることができる。その申し立てについて理事会で審議し、その決定は最終決定とする。

2．前項の決定に、なお、異議のある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てができるものとし、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決する。その判定は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」において判定されるものとする。

第4章　代 議 員

（代議員）

第 14 条　この連盟に、社会人部、実業団部、ジュニア部及び傘下各支部（クラブ）の正会員より選出された代議員を置く。

代議員は各部並びに各支部（クラブ）に所属する正会員及び普通会員を代表する。

2．代議員の任期は２年とし、再任を妨げない。補欠により就任した代議員の任期は前任者の残任期間とする。

3．代議員の定数は、各クラブ 1 名とする。但し、各クラブの会員数が 20 名を超す毎に

１名を追加する。

第５章　役員及び職員、顧問

（役員）

第 15 条　この連盟に、次の役員を置く。

会長　　１名

副会長　　若干名

理事長　　１名

副理事長　　２名以内

常任理事　　１０名以内

理事　　20 名以内

監事　　２名

（役員の選任）

第 16 条　会長及び副会長は、常任理事会で選出する。

２．理事長は、推薦立候補制とし過半数のクラブより推薦を得た場合は投票を行なわず決定する。推薦者が複数あるいは一人でも単独過半数に達してない場合は、代議員総会において該当年度出席代議員による無記名投票により過半数に達するまで決選投票を行なう。連盟は立候補届出締切後、直ちに各クラブへ立候補者名を通知しなければならない。

３．副理事長、常任理事、理事、監事は理事長が選任し、代議員総会の承認を得る。

４．支部長は各クラブのクラブ会長が推薦し、理事長が任命する。

（役員の職務）

第 17 条　会長は、連盟を代表する。

２．副会長は、会長を補佐する。

３．理事長は、会長に代わり連盟の事業を遂行する。

４．副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたとき

は、その職務を代行する。

5．常任理事及び理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の職務に従事し、代議員総会の議決事項を処理する。

（監事の職務）

第 18 条　監事は、この連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

1．連盟の財産の状況を監査し報告すること

2．理事の業務執行の状況を監査すること

（役員の任期）

第 19 条　この連盟の役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

2．補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3．役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員の解任）

第 20 条　役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び代議員総会において、おのおの４分の３以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

2．心身の故障のため、職務の遂行にたえられないと認められるとき。

3．職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

（職員）

第 21 条　この連盟の事務を処理するために必要な職員を置く。

2．職員は、理事長が任免する。

3．職員は、有給とする。

（顧問）

第 22 条　この連盟に、若干名の顧問を置くことができる。

2．顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3．顧問は、理事会の諮問に応ずる。

第6章　会　　議

（会議の種類）

第 23 条　この連盟の会議をわけて代議員総会、理事会及び常任理事会とする。

（代議員総会）

第 24 条　代議員総会は、これを定時代議員総会と臨時代議員総会の２種とする。

定時代議員総会は、毎年度開始後 60 日以内に開き、臨時代議員総会は、理事長が必要と認めたとき、又は代議員の３分の１以上から会議に付議すべき事項を示して代議員総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 30 日以内に理事長がこれを招集する。

２．代議員総会を招集するには、会日の 10 日前までに会議に付議すべき事項及びその内容、日時、場所を記載した書面を各代議員に通知するものとする。

３．代議員総会の議長は、年度の定時代議員総会において選出され、次年度の定時代議員総会で後任者が選出されるまで議長となる。

（代議員総会の議決事項）

第 25 条　次の事項は、代議員総会の議決を経なければならない。

１．定款の変更

２．年度の事業計画及び収支予算の決定

３．年度の事業報告及び収支決算の承認

４．役員の選任並びに解任

５．財産に関すること

６．この連盟の解散

７．その他特に重要なる事項

（定足数、議事）

第 26 条　代議員総会は、代議員の３分の２以上が出席しなければ開くことができない。但し、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

２．代議員総会の議事は、出席代議員の過半数をもってこれを決する。代議員総会における代議員の議決権は、代議員１名につき１とする。可否同数のときは、議長がこれを決する。

（代理出席）

第 27 条　代議員が代議員総会に出席できないときは、同部同支部（クラブ）会員、または他の代議員に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、書面をもってその代理権を証明しなければならない。

（理事会）

第 28 条　理事会は、毎年２回以上開催し、理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めた場合及び理事現在数の３分の１以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

２．理事会の議長は、理事長とする。

３．理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

（１）定款の変更に関すること。

（２）年度の事業計画及び収支予算に関すること。

（３）年度の事業報告及び収支決算に関すること。

（４）財産に関すること。

（５）委員会の設置並びに委員の委嘱に関すること。

（６）この定款により理事会に付議することを要すること。

（７）その他この連盟の運営上必要なことで、理事長が必要と認めて付議すること。

（常任理事会）

第 29 条　常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、原則として毎月１回又は理事長が必要と認めた場合に理事長が招集して開催する。

２．常任理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

（１）この連盟の運営に関すること

（２）代議員総会及び理事会に付議する議案に関すること

（３）代議員総会又は理事会において委任されたこと

（４）この定款により常任理事会に付議することを要すること

（５）その他、理事長が必要と認めて付議すること

（理事会、常任理事会の定足数及び議事）

第 30 条　理事会、常任理事会は、理事及び常任理事現在数の３分の２以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

２．理事会及び常任理事会の議事は、定款に別に定める場合を除くほか、それぞれの出席理事及び常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（議事録）

第 31 条　すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席者の代表２名以上が署名捺印して、これを永年保存する。また、議決した事項は、JAPAN BOWLING 並びに会員に通知する。

第７章　専門部及び委員会

（部及び委員会）

第 32 条　この連盟の業務を企画実施するために、次のとおり部及び委員会を設置する。

１．部

（１）社会人部

（２）実業団部

（３）ジュニア部（高校生･中学生・ジュニア）

２．委員会

（１）総務委員会

（２）競技委員会

（３）認証委員会

（４）競技力向上委員会

（５）記録委員会

（６）広報委員会

（７）ジュニア指導委員会

（８）式典委員会

（その他の委員会）

第 33 条　この連盟に必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、その他の専門委員会及び特定の事項を行うため、特別委員会、合同委員会並びに小委員会を置くことができる。

（部長、委員長及び委員）

第 34 条　各部長及び各委員会の委員長は、理事会において常任理事より選任されるものとし、委員は学識経験者、理事の中より選出されるものとする。

（任期、その他）

第 35 条　各部及び委員の任期は２年とする。各委員会の組織、権限及び議事等については、別に規則をもって定める。

第8章　会　　計

（収入）

第 36 条　この連盟の収入は、次のとおりとする。

１．入会金及び会費

２．事業に伴う収入

３．寄付金品

４．その他の収入

（金銭の管理）

第 37 条　この連盟の会計は、理事長が管理し、現金は理事会の議決によって、預金等の確実な方法により、理事長が保管する。

（資産の処分）

第 38 条　この連盟の資産は、処分し又は担保に供してはならない。但し、連盟の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会及び代議員総会の議決を経て、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

（経費の支弁）

第 39 条　この連盟の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入及びその他の収入をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第 40 条　この連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し、理事会及び代議員総会の承認を受けるものとする。また、承認を受けた後、JAPAN BOWLING に報告するものとし、事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

（事業報告及び収支決算）

第 41 条　この連盟の収支決算は、理事長が作成し、財産目録（貸借対照表）及び事業報告、会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会及び代議員総会の承認を受けるものとする。

2　この連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び代議員総会の承認を受けてその一部若しくは全部を基本財産に編入するか、又は翌年度に繰越すものとする。

3　この連盟の事業報告及び収支決算は、承認を受けた後、JAPAN BOWLING に報告するものとする。

（会計年度）

第 42 条　この連盟の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第９章　定款の変更並びに解散

（定款の変更）

第 43 条　定款の変更は、理事会及び代議員総会において、おのおの３分の２以上の議決を経て、更に JAPAN BOWLING の承認を得なければ、変更することができない。

（解散）

第 44 条　この連盟の解散は、理事会及び代議員総会において、おのおの４分の３以上の議決を経て、更に JAPAN BOWLING の承認を得なければならない。

（残余財産の処分）

第 45 条　この連盟の解散に伴う残余財産は、理事会及び代議員総会において、おのおのの４分の３以上の議決を経て、JAPAN BOWLING を経由し、公共事業に寄付するものとする。

第１０章　補　　則

（細則）

第 46 条　この定款の施行についての細則は、理事会及び代議員総会の議決を経て別に定める。

付則

この定款は、昭和 53 年１月１日から施行するものとする。

この定款は、平成 13 年４月 22 日から改正施行するものとする。

この定款は、平成 15 年１月 26 日から改正施行するものとする。

この定款は、令和６年４月１日から改正施行するものとする。

この定款は、令和７年４月１日から改正施行するものとする。